

税理士試験合格のためには、理論問題に対しポイントを押さえた解答作成が重要です。すなわち、理論については「ただ書けば、合格する」のではなく、「ポイントを押さえた合格答案を書いてこそ、合格」するのです。

そのためには、法人税の取扱いを規定している「法人税法」「租税特別措置法」「国税通則法」などの法律等を暗記するとともにそれぞれの内容を十分に理解することが必要となります。

そこで、法人税の取扱いを「体系的、かつ、合理的」に暗記するための学習ツールとして、この「理論サブノート」を開発致しました。

なお、本書は2026年7月1日現在の施行法令に基づいて作成しております。

資格の大原 税理士講座

Subject.1

効率的な学習を可能にする本書の構成

本書は、各税法の体系的な学習に役立つよう、各規定をその内容に基づきグループ分けをし、各グループごとに問題番号を付して掲載しております。また、各理論問題が属するグループを確認しやすいように、各理論問題には枝番号を付しております。

これらにより、個別理論の暗記から法律の体系的な学習が可能で一冊となっております。本書掲載の理論を確実なものとするので、税理士試験の合格に必要な力を身に付けることができます。

体系的な学習で効率 Up!

【法人税法 理論サブノートの例】

CONTENTS		もくじ
〔 1 総則・定義 〕		
問題 1	1 納税義務者 課税所得等の範囲 税率……………	12
問題 1	2 事業年度……………	14
問題 1	3 納税地……………	16
問題 1	4 資本金等の額……………	18
問題 1	5 利益積立金額……………	19

Subject.2

各規定の重要度が一目でわかる

理論問題の各規定には、過去の税理士試験の出題実績等に基づいて、各規定の重要度に応じた★印を付しております。

- ★★ … 最重要かつ基本的な規定であり、高い精度での暗記が要求されます。
- ★ … 重要または★★を補足する規定であり、その内容を理解し、できるだけ高い精度での暗記を目指して下さい。

(注) ★を付していない規定については、★★及び★を暗記した後に暗記をするようにして下さい。

Subject.3

重要語句の暗記に便利な赤シート

本書は、解答上必要とされる税法用語や規定の適用要件等の重要語句を赤字表記にしてあります。付属のシートを使用し、赤字表記部分を隠すことで、各理論の最重要部分から暗記をすることが可能となります。(電子書籍版は赤シートに対応していません)

また、赤字表記部分をシートで隠しても文章の全体像を把握しやすいよう、赤字表記部分には、アンダーラインを付してあります。

最重要部分を確実に把握したうえで、文章全体を暗記することで、適切な解答作成が可能となる一冊となっております。

赤シートで暗記 Check !

【法人税法 理論サブノートの例】

所得金額の計算	
問題 2-1	各事業年度の所得の金額の計算方法
理解に欠かせない重要語句	
[1] 法人税の課税標準 (法21) ★★	各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする。
[2] 各事業年度の所得の金額 (法22①) ★★	は、 からその事業年度の損金の額を控 とする。
[3] 益金の額の意義 (法22②) ★★	内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上 の益金の額に算入すべき金額 は、 貴による資産の譲渡又は役務 、 で 以外のものに係るその事業年 とする。

赤シートで暗記の確認

Subject.4

開きやすく閉じにくいオリジナル製本

携帯に便利なB6サイズになっており、確認したいページを開いた状態で片手でも持ちやすい様に、製本を工夫しております。

Point.1

合格を可能にする暗記の手順

STEP.1 重要語句の暗記からスタート

税法用語や適用要件等の赤字表記部分は、解答上の最重要部分となりますので、まずは、赤字表記部分を中心に覚えて下さい。
その後、付属のシートで赤字表記部分を隠し、暗記ができているかどうか確認をします。

STEP.2 文章を組み立ててみる

赤字表記部分を踏まえ、タイトルを見てその内容が説明できるように文章を組み立てる練習をして下さい。

STEP.3 暗唱できるまで繰り返し

最終的に理論全体を隠して暗唱できるよう練習します。
各規定ごとにすらすらと暗唱できるようになることが目標です。各理論問題の内容理解後は反復して暗記に取り組み、本試験には万全の状態で見ましよう。
なお、条文番号については、暗記をする必要はありません。

【法人税法 理論サブノートの例】

所得金額の計算

問題 **2-1** 各事業年度の所得の金額の計算方法

[1] 法人税の課税標準 (法21) ★★

各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする。

[2] 各事業年度の所得の金額 (法22①) ★★

各事業年度の所得の金額は、その事業年度の益金の額からその事業年度の損金の額を控除した金額とする。

[3] 益金の額の意義 (法22②) ★★

内国法人の各事業年度の所得は、別段の定めがあるものの提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。

STEP.1

重要語句を暗記してみよう

タイトルから内容を思い出してみよう

STEP.3

文章を隠して暗唱してみよう

STEP.2

1つの文章が暗記できたら
次の文章の暗記にチャレンジ！

Point.2

使って便利な巻末付録

巻末には合格への近道となる様々な付録を掲載しております。ぜひご活用下さい。

STEP.1

グループ内の位置関係が一目でわかる

理論体系表

【法人税法 理論サブノートの例】

法人税法の体系

総 則	納 税 義 務 者 課 税 所 得 等 の 範 囲
	所得の帰属に関する通則
	事 業 年 度 等
	納 税 地

(注) 一部の科目には付属しておりません。

STEP.2

出題頻度や試験傾向が一目でわかる

出題分析表

【法人税法 理論サブノートの例】

タイトル	1~50 出題	52 平成14	53 平成15	54 平成16	55 平成17	56 平成18	57 平成19	58 平成20	59 平成21	60 平成22	61 平成23	62 平成24	63 平成25	64 平成26	65 平成27	66 平成28	67 平成29	68 平成30	69 令和元	70 令和2	71 令和3	72 令和4	73 令和5	74 令和6	75 令和7
納税義務者	2回			●																●					

表形式なのですぐに
確認できて便利です

STEP.3

出題内容や文章表現が一目でわかる

過去試験問題

【法人税法 理論サブノートの例】

回 (年 度)	問 題
第75回 (令和7年)	問1 (10点) 卸売業を営むA社(年1回3月末決算法人)は、取引先である小売業者との間に、製品Xを1個当たり100円で販売するが、通年(4月～翌年3月)で10,000個以上仕入れた小売業者には、その年に仕入れた製品Xの1個当たりの価格を90円に逡次的に値引きする契約を結んでいる。小売業者B社及びC社は、前期(令和6年4月1日～令和7年3月31日)において、製品Xをそれぞれ6,300個及び5,500個仕入れていた。B社を存続法人とする合併をした。合併後のB社は行わず、引き続き上記契約に基づき製品Xの仕入(令和7年4月1日～令和8年3月31日)において製品Xを計

原文を崩さず掲載していますので
文章の特徴を知ることができます。

Point.3

法令等の改正に対応！

改正時には、資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアで本書掲載内容に関する法改正に伴う修正を公開します。改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！

また、細心の注意を払って作成しておりますが、万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。

<https://www.o-harabook.jp/>

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア



Point.4

凡例紹介

凡 例

本書において使用する次の用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。

1. 法人税法関係
「法」……法人税法
「令」……法人税法施行令
「規」……法人税法施行規則
「基通」……法人税基本通達
「個通」……法人税個別通達
2. 租税特別措置法関係
「措法」……租税特別措置法
「措令」……租税特別措置法施行令
「措規」……租税特別措置法施行規則
「措通」……租税特別措置法関係通達
3. その他
「国通」……国税通則法
「耐令」……減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令
「耐通」……耐用年数の適用等に関する取扱通達

〔 1 総 則 ・ 定 義 〕

問題 1-1	納税義務者 課税所得等の範囲 税率	12
問題 1-2	事業年度	14
問題 1-3	納税地	16
問題 1-4	資本金等の額	18
問題 1-5	利益積立金額	19
問題 1-6	所得の帰属に関する通則	20

〔 2 所 得 金 額 の 計 算 〕

問題 2-1	各事業年度の所得の金額の計算方法	22
問題 2-2	収益の額	24

〔 3 帰 属 事 業 年 度 〕

問題 3-1	工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例 (工事進行基準)	26
--------	--------------------------------------	----

〔 4 配 当 金 〕

問題 4-1	受取配当等の益金不算入額	28
問題 4-2	配当等の額とみなす金額	30
問題 4-3	外国子会社から受ける配当等の益金不算入	32

〔 5 資 産 〕

問題 5-1	資産の評価損益	34
問題 5-2	棚卸資産の評価方法	38
問題 5-3	棚卸資産の意義及び取得価額	40
問題 5-4	有価証券の譲渡損益及び算出方法	42
問題 5-5	有価証券の期末評価及び売買目的有価証券の意義	44
問題 5-6	有価証券の意義及び取得価額	46

問題 5-7	減価償却資産の償却計算及び償却方法	48
問題 5-8	減価償却資産の意義及び取得価額	52
問題 5-9	少額の減価償却資産 一括償却資産 中小企業者等の特例	54
問題 5-10	特別償却（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却）	56
問題 5-11	特別償却準備金	57
問題 5-12	繰延資産の意義及び償却計算	58
問題 5-13	外貨建取引の換算、換算方法及び換算差損益の取扱い	60
問題 5-14	デリバティブ取引に係るみなし決済及び現物決済 繰延ヘッジ 時価ヘッジ	64
問題 5-15	短期売買商品等の譲渡損益及び算出方法	66
問題 5-16	短期売買商品等の期末評価、短期売買商品等の意義及び取得価額	68

〔 6 給 与 〕

問題 6-1	同族会社の意義 役員の意義 使用人兼務役員の意義	72
問題 6-2	役員給与の損金不算入	74
問題 6-3	使用人給与の損金不算入 使用人賞与の損金算入時期	76

〔 7 営 業 経 費 等 〕

問題 7-1	寄附金の損金不算入	78
問題 7-2	交際費等の課税の特例	82
問題 7-3	租税公課等の取扱い	84
問題 7-4	不正行為に係る費用の取扱い	86
問題 7-5	控除対象外消費税額等の取扱い	87

〔 8 圧 縮 記 帳 等 〕

問題 8-1	国庫補助金等に対する課税の特例	88
問題 8-2	保険差益金の額に対する課税の特例	92
問題 8-3	交換差益金の圧縮記帳	96
問題 8-4	収用等の場合の圧縮記帳及び特別勘定	98
問題 8-5	換地処分等の圧縮記帳	102
問題 8-6	収用換地等の所得の特別控除	103
問題 8-7	特定資産の買換えの場合の課税の特例	104

〔 9 引 当 金 ・ 準 備 金 〕

問題 9-1	貸倒引当金	108
問題 9-2	海外投資等損失準備金	112

〔 10 欠 損 金 〕

問題10-1	欠損金の繰越し	114
問題10-2	欠損金の繰戻し還付	116
問題10-3	債務免除等・解散があった場合の欠損金の損金算入	118
問題10-4	欠損等法人の取扱い	120
問題10-5	残余財産が確定した場合の欠損金の取扱い	122

〔 11 外 国 〕

問題11-1	移転価格税制（国外関連者との取引に係る課税の特例）	124
問題11-2	過少資本税制 （国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）	126
問題11-3	過大支払利子税制（対象純支払利子等に係る課税の特例）	128
問題11-4	外国子会社合算税制（外国関係会社に係る所得等の課税の特例）	130

〔 12 そ の 他 の 所 得 計 算 〕

問題12-1	金銭債務に係る債務者の償還差損益	132
問題12-2	リース取引等に係る所得の計算	134
問題12-3	借地権等の取扱い	136
問題12-4	譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例	138
問題12-5	新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例	139
問題12-6	組合事業等による損失がある場合の課税の特例	140
問題12-7	最後事業年度の損益の帰属等	141

〔 13 税 額 計 算 〕

問題13-1	試験研究費の特別控除（試験研究費割合10%以下の場合）	142
問題13-2	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	146
問題13-3	留保金課税（特定同族会社の特別税率）	148

問題13- 4	使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例	150
問題13- 5	所得税額控除	151
問題13- 6	外国税額控除	152
問題13- 7	仮装経理に基づく過大申告があった場合の取扱い	154
問題13- 8	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	156

〔 14 申告納付等 〕

問題14- 1	中間申告	158
問題14- 2	確定申告	160
問題14- 3	青色申告	164
問題14- 4	更正の請求及び修正申告	166
問題14- 5	更正又は決定	168

〔 15 組織再編 〕

問題15- 1	合併があった場合の主な取扱い	170
問題15- 2	分割型分割があった場合の主な取扱い	176
問題15- 3	分社型分割があった場合の主な取扱い	180
問題15- 4	現物出資があった場合の主な取扱い	182
問題15- 5	適格組織再編があった場合の欠損金等の取扱い	184
問題15- 6	資産等に係る調整勘定の取扱い	186
問題15- 7	株式交換等があった場合の主な取扱い	188
問題15- 8	株式分配があった場合の主な取扱い	192
問題15- 9	株式交付制度	196

〔 16 通算制度 〕

問題16- 1	通算承認	198
問題16- 2	通算法人の事業年度	200
問題16- 3	通算制度の開始又は加入に伴う資産の時価評価	202
問題16- 4	損益通算	204
問題16- 5	通算法人の欠損金等の取扱い	206
問題16- 6	通算子法人株式等及び通算制度の離脱等の取扱い	208
問題16- 7	通算制度におけるその他の規定	209

〔 17 グループ法人税制 〕

問題17- 1	グループ法人税制	210
問題17- 2	完全支配関係がある法人間取引の損益の調整	212
問題17- 3	適格現物分配があった場合の主な取扱い	214

〔 18 法人税の概要 〕

問題18- 1	一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・ 公益財団法人に対する主な取扱い	218
---------	---	-----

付 録

I	法人税法理論体系表	224
II	理論問題出題分析表	226
III	過去理論出題問題	230

問題 1-1

納税義務者 課税所得等の範囲 税率

〔1〕 納税義務者 (法4①②③)

(1) 内国法人 ★★

内国法人は、法人税を納める義務がある。ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合等に限る。

(2) 公共法人 ★★

公共法人は、(1)にかかわらず、法人税を納める義務がない。

(3) 外国法人

外国法人は、国内源泉所得を有する場合（人格のない社団等については、その国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有する場合に限る。）、法人課税信託の引受けを行う場合等には、法人税を納める義務がある。

〔2〕 課税所得等の範囲 (法5、法6、法8)

(1) 内国法人 ★★

① 普通法人又は協同組合等

内国法人である普通法人又は協同組合等の各事業年度の所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

② 公益法人等又は人格のない社団等

内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

(2) 外国法人

① 普通法人

外国法人である普通法人の国内源泉所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

② 人格のない社団等

外国法人である人格のない社団等の国内源泉所得のうち収益事業から生じた所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

〔3〕 用語の意義 (法2) ★

(1) 内国法人

国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

(2) 外国法人

内国法人以外の法人をいう。

〔4〕 税額の計算 (法66) ★★

内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に〔5〕の税率を乗じて計算した金額とする。

〔5〕 税率 (法66、措法42の3の2) ★★

(1) 普通法人

① ②以外の法人…23.2%

② 普通法人のうち、期末資本金の額が1億円以下であるもの（期末において大法人による完全支配関係があるものを除く。）等

イ 所得の金額のうち年800万円超…23.2%

ロ 所得の金額のうち年800万円以下…15%（注）

(2) 協同組合等

① 所得の金額のうち年800万円超…19%

② 所得の金額のうち年800万円以下…15%（注）

(3) 公益法人等

① ②以外の公益法人等

イ 所得の金額のうち年800万円超…19%

ロ 所得の金額のうち年800万円以下…15%（注）

② 公益社団法人及び公益財団法人並びに非営利型法人

イ 所得の金額のうち年800万円超…23.2%

ロ 所得の金額のうち年800万円以下…15%（注）

(4) 人格のない社団等

① 所得の金額のうち年800万円超…23.2%

② 所得の金額のうち年800万円以下…15%（注）

（注） 所得の金額が年10億円超…17%

〔6〕 適用除外事業者 (法66、措法42の3の2) ★

適用除外事業者に該当する場合には、〔5〕(1)②ロの税率は19%となる。

問題 1-2

事業年度

〔1〕 事業年度の意義 (法13) ★★

(1) 会計期間を定めている場合

事業年度とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間（以下「会計期間」という。）で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」という。）に定めるものをいう。

(2) 会計期間を定めていない場合

- ① 法令及び定款等に会計期間の定めがない場合には、設立等の日以後2月以内に、会計期間を定めて納税地の所轄税務署長に届出なければならない。
- ② ①の届出をすべき法人（人格のない社団等を除く。）がその届出をしない場合には、納税地の所轄税務署長は、その会計期間を指定し、その法人に対し、書面によりその旨を通知する。
- ③ ①の届出をすべき人格のない社団等がその届出をしない場合には、その会計期間は、その年の1月1日から12月31日までの期間とする。

(3) 1年を超える会計期間の場合

(1)又は(2)の期間が1年を超える場合は、その期間をその開始の日以後1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）をいう。

〔2〕 事業年度の特例 (法14) ★★

次の事実が生じた場合の事業年度は、〔1〕にかかわらず、それぞれ次に定める日に終了し、これに続く事業年度は、(2)又は(3)の事実を除き、それぞれ次に定める日の翌日から開始するものとする。

- (1) 内国法人が事業年度の中途において解散（合併による解散を除く。）をしたこと
その解散の日
- (2) 法人が事業年度の中途において合併により解散したこと
その合併の日の前日
- (3) 清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定したこと
その残余財産の確定の日
- (4) 清算中の内国法人が事業年度の中途において継続したこと
その継続の日の前日

〔3〕 会計期間を変更等した場合 (法15) ★

法人がその定款等に定める会計期間を変更し、又はその定款等において新たに会計期間を定めた場合には、遅滞なく、その変更前及び変更後の会計期間又はその定めた会計期間を納税地の所轄税務署長に届出なければならない。